

第 5977 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月14日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 土地等を譲渡した場合の1,000万円特別控除

**Q**：土地等を譲渡した場合、1,000万円までは税金がかからないと聞きました。どうなっているのですか？

**A**：平成21年又は平成22年に取得した土地等については特例があります。

### 【解説】

お尋ねの制度は、景気回復策の一環として創設されたもので、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地等を取得して、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、その年中に譲渡した土地等の長期譲渡所得の金額から1,000万円を特別控除するというものです。

この場合の国内にある土地等とは、国内にある土地又は土地の上に存する権利をいい、建物等は含みません。

また、他の特例との重複適用もできないこととなっています。

なお、この特例は、平成21年と22年に取得した土地等について、5年を超えて譲渡した場合に適用が受けられるというものですので、まず取得した年を確認することが必要です。

そしてまた、この特例は、創設されてからかなりの年月が経っていますので、特例の適用を失念しないように注意しなければなりません。

